

頌

鶴

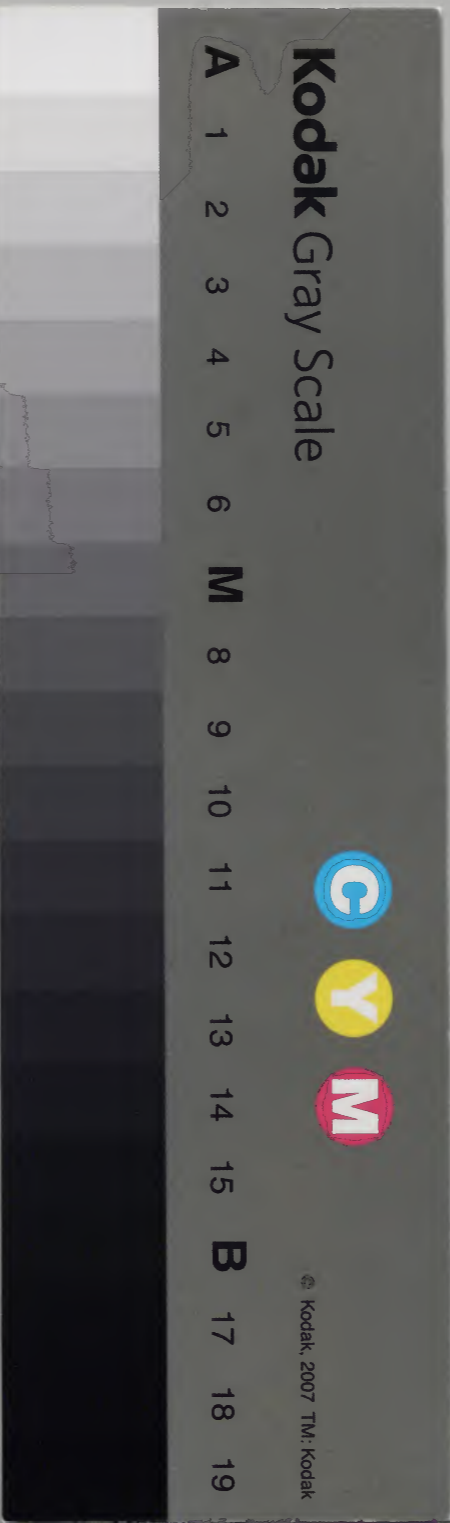
集

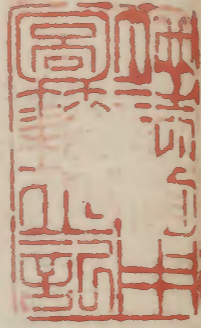
三拾七

和書門			
三六九	二二二	三八	類
函	架	冊	

內閣文庫		
五八	三六九	和書
函	三八	類
架	冊	

內閣文庫	
番號	和 36694
冊數	38 (38)
函號	158 1





○平重盛公

○能登守教經臣某

○渡部右馬允齋

○武田信繁

○佐藤忠信

○長谷部長兵衛尉信連

○渡部濤口競
弥平兵衛宗清
伊藤藤九郎祐清
安藤左衛門守秀
小宮山内膳

○青砥左衛門藤綱

○多賀豊後守

○三浦外義明

○武藏坊辨慶

○平泰時 附 畠山重忠

夜鶴集卷之三拾七

近藤又兵衛武群輯録

平重盛公



源平盛衰記卷之十

小松殿ノ落リ日ニ隨テ憑ナキ由

聞ヘケレバ入道殿ヨリ盛次ヲ被仰ケルハ御所勞日ニ今テ
大事ニナル由美ル心苦コソ存侍レ何事ニモ御意得アル
人ノイカニ今テテ療治ナキヤラシ親ニ先立ハ不孝トコソ
申侍レ今日明日トモ知ヌ老タル父母ヲ殘シ留メテ歎思ハシ
事罪深カルベシ此間唐ヨリ目出タキ醫師ノ渡リテ今
津ニ著テ候ナル折節然ルベキ御運ト覺ユ即彼使者
ニ具足ニ進ラスベケレドモ先ツ案内ヲ申也ト云レタリ

内府ハ病ノ床ニ卧テ世ニ化シゲニ御座シケルガ入道殿ニ
最後ノ對面ノ由思ハレケルニヤ人ニ扶ケ起サレテ烏帽子
直衣ニテ盛次ニ出合返事被申タリ療治ノ事畏リ美
候畢又尤御命ニ可隨但シ今度ノ恙カ旁存ズル旨アルニ依テ
殊不加醫療其故ハ重盛去ル五月ニ熊野衆詣ノ權現ニ申
請ル昔侍キ嚴重ノ瑞相等アリシ上今此勞ヲ受御納
受ノ故ト存ズ神慮ノ御計ヒ凡夫ノ是非ニ不及歟老幼
不定ノ世ノ習老タルヲ踐置奉ル實トニ痛敷存トイヘ
ドモ親ニ先立タメシ重盛一人ニ不限前後相違ノ國本
ヨリ存處ナレバ強チニ歎思召ベキニ非ス其上命ハ天ノ

與ル事ナレバ必シモ治術ニ依ベカラサルカ重盛保元平治ノ
合戦ニハ命ヲ捨テ矢前キニ立ツテ振舞シカドモ矢モ中
ラズ劔モ伐レズメ今ニ命ヲ持テリ然ル而今年ガ一期ノ
限生涯ノ終リニコソ侍ラメナレハ惜ムトモウストモ難叶事
ニ侍ル昔獲高祖ハ三尺ノ劔ヲ以テ諸候ヲ制シ天下ヲ
治ケレトモ淮南ノ黥布ヲ討シ時中ニテ流矢ニ蒙疵ヲ命ヲ
亡サントセシ時高祖ノ后呂太后醫師ヲ迎テ是ヲ見ス醫
ノ云五百介ノ金ヲ賜テ御疵ヲ愈セント申シ高祖實ク
我項羽ト合戦スル事ハ箇年ノ間七十五度去レドモ命ヲ
全メ諱勝天下ヲ治メキ而ルニ今天ノ命ニ背クニ依テ

被^レ此^レ疵^ヲ命ハ即ハテ天ノ與ニアリ天ノ心ヲ知ズシテ療治
ヲ加フト云トモ扁鵲何ノ益カアラニ但カリイヘバ金ヲ惜
ムニ似タリトテ五百斤ノ金ヲバ醫師ニ給リケレドモ療治
ヲバセズノ終ニ失ニケリ先言耳ニアリ今以其心ス重盛
苟^シモ九卿ニ列シ之台ニ昇ル其運命ヲ計ルニ以テ天ノ
心ニアリ幸カ天ノ心ヲ不察シテ愚カニ醫療ヲ致シ况ヤ
又所勞若シ定業タラバ加^レ療治フトモ可無^レ益モシ又非業
タラバ自然ニ愈ル事ヲウベシ彼耆婆ガ醫術及ズメ
釋尊涅槃ニ入り給イキ是則定業ノ病愈サル事ヲ
示サンガタメナリ治スルハ佛體也療ズルハ耆婆也定

業猶醫術ニカ、ワルベクハ豈釋尊入滅アラシヤ定業治
スルニ不足^ラ旨明ケシ然レバ重盛が身非佛體名醫亦不可
及^レ耆婆假令四部ノ書鑿テ百療ニ長ズト云トモ幸カ有
待ノ依身ヲ救療セシ假令五經ノ說ヲ詳メ衆病ヲ愈スト
云トモ豈先世ノ業病ヲ治セシヤ若又彼ノ治術ニ依テ
存命候ハ本朝ノ醫道ナキニ似タリ若又彼ノ醫術効驗
十クハ面謁其詮ナシ就中重盛不肖ノ身ナガラ天恩忝キニ
依テニ公ノ一合ヲケガシ兼相ノ位ニ昇ル本朝鼎臣ノ
外相ヲ以テ異國浮遊ノ來客ニ見エシ事且ハ國ノ耻也
且ハ家ノ疵也繼ヒ我カ命ヲ亡スト云トモ幸カ此國ノ

恥ヲ顧サラン彼レニウケ是ニウケ其事有ヘカラサル由ヲ申
ヘレトテ年来ノ侍ニ向ヒ給テ殊ニ禮儀ニ給ケレバ盛次
泣ク罷出ヌ入道殿ニ此由ユメクト申ケレバカ及ヒ給テ
其後大臣ハ出家シ給テ後世菩提ノ御勤ヨリ外他事
ナカリケル程終ニ八月一日ニ薨シ給ニケリ生年四十二五十二
ダニモ薨給ハス惜カルヘキ御命也入道ノ老ノ歎キ
申モ愚也實ニサユリハ思給ケメ人ノ親ヲ思習愚ナル
ダニモ悲シ况ヤ當家ノ棟梁朝廷ノ賢臣ニテ御座ニ
カバ恩愛ノ別レト云家ノ衰微ト云辛カ歎悲シ給ハ
ガルベキサレバ入道ハ内府カ失スルハ併運命ノ末成ルニ

コソト萬アジキナシイカテモ有ナントゾ宣ケル凡此大臣
文章ウルワレクメ心ニ忠ヲ存シ才藝正シクメ詞ニ徳ヲ
兼タリケレバ良臣ヲ失ヘル事ヲ憂ル家ニハ武畧ノ廢
スル事ヲ歎ク心アラシ誰カ實トニ嗟嘆セザラン

○

慎思錄

抄書ハ

篤信曰平重盛患父之暴逆而難

之及焉欲先難死矣。於此特詣熊野神祠祈死。歸來
而後卒。世傳以為美談。此亦柳子厚所謂亡女之大者。可
謂不知命也。其死者偶然爾。嗚呼重盛是恭敬慈祥
之人。本朝振古之善人。雖清盛之暴逆亦耻之。重盛在
焉。平家不亡。然不知聖學。誠可惜哉。且先父而祈死。可

謂不孝也。而其志則哀矣。

○下谷集 共書八

岩和氏同姓者少。松内府父入道相國の恩達不忠切を憂ひ
在陽の徳智を待て奉りて、堯也と名ひて、才作學層
史之干父母不敬毀傷の及よ背むり、噴人といひ、
りて、岩内平太夫の恩達不忠切を待らざり、
不能に及り、徳智を待て、父入道の恩切を待て
訪あり、りて、松内府の命を待て、
し、其の恩切を待て、
子、其の恩切を待て、

かれとて、
大違ふ事、
新らむ、
才作學層、
儀、
い、
云、
く、
其、
なり、

ありあけの次は一秋内府仁孝といひて一智を後き
而も智を能く

○本朝語園

此書十卷作者未詳室永三年丙戌建寅月吉且孤山居士ノ
序アルノニ但コニ記ス中將ノ一ハ太平記綱目ニト記リ

小松内府重盛ノ嫡男三位中将維盛ハ一門没落ノ時西國
ヨリシノビ上リ高野山ニ詣リソレヨリ那智ノ沖へ出テ
入水セラレシヨシ盛衰記ニ見エタリ然レモ實ハ左アラス
熊野ノ奥ニ隱レ一生無為ニ暮シテ其子孫今ニ有リ
或ハ云件ノ所舊小松殿ノ領知タリ内府ノ情アリ
シ故郷人勞リテ深ク密ス由テ世人之ヲ知ラス

○小松祐助先祖書

先祖書

此書ハ堤朝凡意林卷之四十二ニ出ル但
跋ニ右仁杖五郎左工門藏書ノ由以押山氏ハ
宗之書ニトアリ

内大臣平朝臣重盛爲内
三位中将維盛三十八

小松祐助重盛

一先祖

遠祖維盛元暦元年辰三月廿八日記方仁熊野那智ノ
沖ヨリ入水シ古昔事仕同ホ有田莊保田ノ山林ノ
際在元久元年五月卒去妻後ノ男ヲ重盛トシ
ト申シ弟盛ノ下ノ度盛没後津盛勲隆仲盛長盛重盛
徳盛邦盛弘盛國盛親盛海盛於盛保盛重盛宗
長盛十九代お後上湯川村郷去る在云々

一 舊傳成宗長慈願寺西元在元國皇方其仲之康皮
就上月見任法及先帝之...

南院院孫入國之...

弟三張作才同八成年...

沖元之...

寬永...

慈願

山松...

...

慈願

山松...

一 高祖父

右同以元祿十三年...

慈願

山松...

一 曾祖父

右同以元文...

慈願

山松...

一 祖父

右同以明和...

慈願

山松...

一 父

右同以安永...

右 通...

文化六年辰五月

右田親上瀧川村惣左

山松江前長盛

五

長谷部長兵衛尉信連

高倉ナリ

○源平盛衰記卷之十三 上文畧 宮高倉ナリハ五月ノ空ノ五月雨ノ雲

間ノ月ヲ詠ワ、御心ヲ澄シウソフヒテ何ノ行末モ思召

知ラヌ折節ニ入道ノ狀アリトテ長兵衛尉信連取次テ

佐大吏宗信ニ奉ル披見レハ御謀叛ノ披露有ツテ官

人兼光長兼成等御所ニ参候急御所ヲ出サセ給

テ如意越ニ三井寺へ入セ給へ入道モ應テ馳参候へシト

申入レタリケレハ宗信ゴハイカ、セント思テ御所ニ参リ

ワナク、忍音ニ讀上タリ宮聞召アヘス御心モ心ナラ

スアキレ迷ハセ給ヒゴハイカ、右へキヨキ様ニ相計へ

宗信ト仰ケレトモ只振ヒワナキタル計ニテ申シ遣シ
事ナシ信連ヲ御前ニ召テ然々ノ御事アリ計ヘト
仰ケル此信連ト云ハ年来ノ侍モ非ス此御所ニ候ヒケル
事ハ本妻ハ日吉ノ社ノ神子也ケリ宮御所ニ候ヒケル
昔女房ニ思付テニ心ナク通ケル折節候會タリケル也
年来ノ者也トテモ弁解サセ給フヘキニ非ス况ヤカリ
ソノノ信連ナレハ御慎ニ有ヘキニテコソ在ケレトモ俄事
也ケル上信連心際サカクシカリケレハ角仰ケルニコソ信
連ハ蒙御ヲ痛ク御騷アルヘカラス別ノ御事候ハシトテ
局町ニ走リ入女房ノ薄衣ト面笠取出メ宮ヲ女房ノ

形ナニ仕立進ラセテ佐大夫宗信ニケシカル直衣小袴キセ
奉黒丸ト云御中間ニ表差シタル袋持セテ御所ヲ出シ
進ラスル俄忒ノ御事ニユシク計ラヒ申タリケリ去レハ
余所目ニハ青侍體ノ者カ女ヲ迎ヘテ行ソト見エケル三井
寺ヘト志東山ヲ差テソ落サセ給ヒケル佐大夫宗信ト云ハ
六條宰相宗保卿ノ孫左衛門佐家保ノ子息也五月ノ空
ノクセナレハ雲井ノ月モヲボロニテ行サキモ又幽也三條高
倉ヲ上ニ出過サセ給ケルニヒロラカナル溝アリ宮安々ト
越サセ給タリ大路通ル人立留マリテアヤシケニテハニタ
ナク裁タル如房カトソツフヤキケル佐大夫コレヲ聞テ

彌膝振ヒ心迷テ歩マレス取敢サリシ事ナレハ御所中
十トハ取シタムルニ及ハス希代ノ寶物共モ亦捨サセ
御座シ御厨子ニ被殘ケル御返古トモナカラシ跡ニテモ
イカト被思召御笛御琵琶御遊ノ具足源氏袂衣古
今百葉歌雙紙等何レモ何レモ御心ニ懸ラヌシモハ
十ケレ共其中ニ小枝ト聞エシ漢竹ノ御笛ノ殊ニ御秘
藏アリケルヲハ何レノ浦ヘモ御身ニソヘントユソ兼テハ
被思召ケルニ餘リノ御心迷ニ常ノ御所ノ御枕ニ殘シ
留ラレケルユソノ御心ニカ、リテ立歸テモ取ラマホシク
思召テ延モヤラセ給ハズ御伴ニ候ケル信連ヲ召テ

加程ニ成ル御右様ニテハ何事カ御心ニ懸ルヘキナレトモ
小枝ヲシモ忘レヌル事ノ口惜サヨイカ、セント仰有ケレ
ハ信連サル男ニテ最安キ御事ニテ侍ルトテ走歸御所
中大概取シタムテ此笛ヲ取ニ條高倉ニテ追付進ラセテ
獻之宮御涙ヲ流サセ給ヒヨニモ御嬉シケニ被思召メタリ
信連ニ條川原ニテ申ケルハ日來ハ何クノ所ノ浦マニモ
御伴ト存シ候シカトモ只今官人等カ御所ニ參向シ
スルニ物一言申者モナカラシ事無下ニ口惜ク覺侍信連ハ
イカニナカリケル歟又臆病メ逃ケルカナド平家ノ申汝
汰センモ遺恨ナルベシ弓箭取者ノ習假ニモ名ユソ惜ク

候へトテ暇ヲ申ケレハ宮ハ誠ニ申處サルコトナレトモ汝ニ
離レテハ痛ク便ナカルヘシ野ノ末山ノ奥マテモ參ラシ事ヲ
本意ナレト被仰下ケレトモ信連ハイツクニテモ命ハ君ニ進ラセ
侍ベシナカラシ跡マデモ君ノ御爲我タメヨキ名ヲユソ殘シ
タク候へト強テ申ケレハカラ不及重テ仰ケルハ我トテモ
イワマテト思シ召サ子ハ再ヒ御覽セシ事有難シ來世ニ
コソ行會メト被仰モアヘス御涙ヲ流サセ給ケレハ信連モ消
入様ニハ覺ケレトモ角心弱テハ叶フマシト思切テ涙ヲ推テ
歸ニケリ御所中走廻テ見苦キ物トモ取シタメメテ
後青將衣ノ下ニ萌黄ノ糸威ノ腹巻著テ烏帽子ノ

ノ尾盒ノ窪ニ押入レテ將衣ノ小袂ヨリキヲ出シ衛府ノ
太刀ノ身ヲ心得テ造リタリケルヲ佩テクラキ事モ
ナキ剛ノ者也ケレハ唯一人中門ノ内ニタマスミテゾ今カ
ハト待タリケル

五月十四日ノ夜ノ曙ニ官人三人向ヒタリ源太夫判官兼綱ハ
存ル旨アリト覺エテ遙カニ門外ニヒカヘタリ光長兼成兩
人ハ馬ニ乘ナカラ門ノ内ニホ入テ申ケルハ君代ヲ亂サセ
給ヘキ謀叛ノ聞エアルニ依テ可奉迎取由蒙別當ノ宣罷
向ヘリ光長兼成兼綱是ニ侍リ速ニ御出有ヘキト高聲ニ申
ケレハ信連立出テ當時ハ忍ノ御所ニ入セ給テ此御所ハ

御留守也此子細ヲ傳奏仕ルヘキト申ケレハ博士判官
コハイカニ此御所ナラテハ何レノ所ニ渡ラセ給フヘキソ
虚言ソ足ガルトモ亂入テサカシ奉レト下知ニ隨ヒテ下郎
等亂入テ狼藉不斜信連腹ヲ立テ奇怪ナル田舎檢
非違使共カ申様哉我君今ユヲ勅勘ナラシカラニ院
第二ノ王子ニテ御座ス馬ニ乘ナカラ門ノ内ニホ入ルヲ
夕ニ不思議ト見處ニサカセト下知スル事ユソ狼藉
ナレニクキ官人共振舞哉トテ薄青ノ單工持衣
ノ紐引切抛ウキテ音ニモ聞目ニモ見ヨ宮ノ侍ニ
長兵衛ノ尉長谷部ノ信連トハ我事也トテ太コヲ

又キ劍テ蒐ル兼成カ下部ニ全武ト云放免アリ究竟
大力大腹卷ニ左右ノ小手指ホコヲ抜テ向會ケリ其
ヲハホ捨テ御所中ヘニ夕レノホル兵五十餘人カ中ニホ
入テ豎立横ニ禦ケレハ木ノ葉ヲ風ノ吹カ如ク庭ヘ
サトソ追散ス信連御所ノ案内ハ能知タリ彼ユニ追ツ
メテ丁ト切是ニ追ワメテハ夕ト切リ唯電ナトノ如クナレハ
面ヲ向ル者十ニ程ナク十餘人ハ被討ニケリ信連カ太
カハ心得テウタセタリケレハ石金ヲ破トモ左右ナク折
返ルヘシトハ思ハサリケレ共餘リニ強クホ程ニ度々
曲リケルヲ押ナホシク戰程ニ結句ツハ本ヨリ折テリ

今ハ自害セント思テ腰ヲサカセトモ刀モ落テナカリ
ケリカラ不及大床ニ立テ宮ノ侍ニ長兵衛ノ尉信連コ、
ニ有太刀モ刀モ折失テ勝負ノ道ニカラナシ我ト思ハシ者
寄合テ信連討捕テ勲功ノ賞ニ預レヤト高聲ニ
云ケレ共キナシハ先ニ見エワ太刀ノナシト云ハ敵ヲ夕バ
カルニコソ虚言ゴ左右ナリ寄テ過スナトテ夕、遠矢
ニ射主ハ誰トモシラス信連左ノ股ヲ射サセタリ其矢ヲ
抜テ捨タレハ尻ヲ止テ猶モ、ニアリキカヅメテ柱當テ
子ナチヌキテ思ケルハ角テ犬死ヲセシヨリ敵ニ組食
付テモ死ナシト思テ十ヘグ、小門ノ脇へ走出テ信連

是ニ有ト云ケレハ寄キノ者トモ聲ニ恐レテサツト引金武ハ
加様ノ剛ノ者キカニテハ叶ハズトテ鞘ニサシ小長カヲ莖短
ニ取ナシテ寄合サントシケルヲ信連持タル物ハナシキ
ヲハタケテ飛テ係リ長カニテリハツメ又右ノ股ヲサシツ、
是ニメ被虜其後官人御所中ニ亂入テ天井ヲ破リ
板シキヲ放テサガセドモ、宮モ御渡リナシ一人一人モ
ナカリケレハ唯信連計ヲ居廻メ繩ヲ付テ六波羅へ參
ラント云信連ハ云甲斐又ナキ者共カナマテトヨ侍程ノ者ニ
十口懸事ヤアル況ヤ勒負ノ尉ニ於テヲヤ無下ナル
田舎檢非違使共カ十筆カ實ニ知ルヘキ已レ等ニ物

教ヘシトテ云ケル我朝ニ三種ノ神器ノ内ニ内侍所ト申
御事有リ昔天照大神ノ御時百王ノ末ノ帝マテモ
我御形ヲ見マヒラセントテ移シ留御座ス御鏡也サテ
総袋ト云ハ又後口ノ内侍所ノ御貌ヲ形ドレリ其故
ニ百官悉ク朝ニ雖奉_レ召仕_ル衛府ノ官ハ淺キ位ナレハ
地下ニシテ_テ致奉公直人ニ給ヘキニ依テ内侍所ノ御貌ヲ
學テ総袋ヲ賜テ左右ノ兵衛ノ尉赤皮_{カウ}左右ノ衛門
ノ尉藍皮是ヲ以テ侍ノ品ヲ知國王ノ御寶ナレハ
可道_ニ非分ノ難_ヲ笠注_シナレサレハコソ官ヲモ一ツケガスハ
右難キ朝恩ニテアレ縄ヲ付ズトテモ信連誤リナケ

レハ糸リテ申ヘシト云ケレハサテハトテ唯追立テ六波
羅ノ大庭ニ引居タリ前ノ右大將ハ御簾ヲ半卷上テ
大口計ニ白衣ニテ長押_{ナケシ}ニ尻懸大床ニ足差出シテ謀叛
ノ次第并_ニ狼藉ノ様栲_{カウモリ}木ニ懸テ可_シ召問ト宣ヘハ信連
餘御前ノ忿々ナルニ雜人ヲ被_レ退候ヘ不_レ預_レ栲問トモ
御尋ニ付テ所存ヲバ申ヘシイカニ預_レ推問ニ骨身ヲハ
微塵ニ被_レ碎ト云共無_キ事申サト存_セサテ事ハ申マシ
但今夜ノ狼藉ノ事身ニ謀リナシ先ツ所存ニテ侍レハ
申候侍品ノ者カ朝ニ奉_ル召仕_ル時奉公私ナケレハ諸大夫
ニアガリ其_レヨリ殿上ヲ免サレ奉_ルユト其例是多シ

就中信連不肖ノ身也ト申セトモ私ニ主ヲ憑テ諸亭ニ
ウデクヒヲニキラス久シク宮ノ御所ニ召仕レテ奉公年
積レリ普通ノ侍ヒニ思食准フベカラス御座席ユソ
無骨ニ覺エ侍レト申ス是ハ大将白衣ニテ長押ニ尻係テ
タル事ヲ咎メ申ナルヘシ大将苦々シク覺サレケリ
次ニ夜ルノ事誠ノ御使ト存シ侍レハ筆テカ悉モ宣
旨ヲ忽緒シ奉ルヘキ此間宮ハ忍タル御出トテ三條
殿ヲ出サセ給ヒス御留守ノ間ニテ侍ヲ夜々強
盜等カ伺フト承ル間五月間ニテアリ信連毎夜ニ
用心ノ不覺セシト御所中ヲ見巡ワル程イマダ未曉カケテ

物ノ具シタル者ガ數ハ不知御所中へ亂入ル何者ゾ根藉
也ト咎メ申ワレハ是ハ宣旨ノ御使ト造聲メ名乗
宮ハ御出也此御所當時御留守也ト申セトモ
サナイワセソ唯弁入レトテ亂入間只今何故ニ宣旨ノ
御使トテ係ル貌ニテ此御所へハ參ルヘシ夜々伺フト
聞ニ合テ是ハ強盜メラカ言バテ督テ夕バカリ入ニエソ
誠ヤ盜人ハ君ノ渡ラセ給フナド申テ人ノ心ヲダブ
ラカスナシド承リ候へハ是モサヤト存ル處ニ只入ニ弁入シ
間散々ニ切殺シ追出シ侍リキ今コソ實トモ兼リ存レ
大方ハ宣旨ノ御使ニ參リケル檢非違使思慮ナカリ

ケリ加程ノ御事ニ侍ケル上ハ巨細ヲ人々宣旨ノ御使
某ト名乗申サシハ争カ狼藉ヲモ仕侍ルヘキ又唯一
人候ケル信連ニ被追立度々逃出逃出シケルモ云ヒ申斐
ナシ衛府ノ官ヲケガス侍ニ繩付ケムナド申シ行ヒル
事無下ニ骨法ヲ不知ケリ侍ケガシニ御恩塞ケニ
人也トモ故實ノ者コソ召仕ハレメト憚ル處ナク
コソ申タレ大將彌腹立ノ兎角ノ陳答ニ及ハズ
疾々川原ニ引出シテ首ヲ劍ヨト宣ケリ信連重テ
申ケルハ是ハ命ヲ惜処メテ申ヒラカントニハ非ス
假令バ此御所へ思懸ヌ夜中ニ物具シタル者が宣

旨ノ御使トテ亂レ入ラシテハ宣旨ノ言バニ恐レテ侍共カ
防戦ヒ追出タラシテバ不覺トヤ仰スベキ唯右ノ侍ノ
事ニ侍ルト云ケレハ平家ノ侍共カコレヲ聞テケニモ
道理ナリ誠ニ我主ノ御所へ物ノ具シテ怪シ氣
ナル者カ夜陰ニホ入タラシテハ縦宣旨共イヘ後ハ
知ラズ弓矢取ノ習ナレハ一旦防戦シズルツカシ
其レヲ見ナカラシ逃矢ニテバホムル主ハヨモアラシ
我等モサコソ振舞シズレ此信連ハ心ギハ耻カシキ者ニ
テ而モ大剛ノ者度々ハガ子ヲ顯メ一度モ不覺見セズ
トコソ聞ケ中ニモ本所ニ候ケル時未座ノ衆事ヲ

仕出ノ狼藉不斜一膳二膳モ制シ兼テ座ヲ立騷ケル
ニ信連是ヲシヅメケレ共猶散々ノ事也ケレハ寄合テ
未坐ノ主従二人左右ノ脇ニ挟一シメテ罷出其
座ノ狼藉ヲシヅメタリケルハ時ニ取テ高名第一ト
云レキ又大炊ノ御門京極ナル常葉殿ノ御所へ
大和ノ強盜ガホ入テ家ノ内ノ資財ヲヌスミトリ多
ノ人ヲ切殺メ出ケルヲ家主聲ヲ立テ盜人ヨミト
叫ヒケレトモ音ヲ合スル者ナシ大番衆モ追サリケ
ルニ信連左右ノ小手ニ腹巻著テ太刀ヲ拔京極
大路ニ出合ワケ散々ニ戦ケルカ強盜四人扣留一人ハ

寄合テ組テ搦ントセシ程ニ類ヲワキヌカレナガラ搦留
タリケリ其時ノカノ跡ヅカシ當時マテモ類ニアル
疵ハサレハ度々名ヲ顯シタル剛ノ者ヲ忽ニ被_レ切事
不便也信連體ノ者ヲユソノ御所中ニモ召仕ハセ給ベケ
レナド人ヲ申合ケレハ大将ゲニモトヤ覺シケシ死罪ス
省テ且ラク左ノ獄ニ被入ケリ平家滅亡ノ後京
都ニ安堵セズシテ伯耆ノ國へ落下リ金持ノ
邊ニ經廻シケルヲ鎌倉殿聞給テ當國ノ守護
ニ仰テ去ル文治二年ノ比關東ニ召下サレテ剛
ノ者ノ夕子継セントテ由利小藤太ガ後家ニ合セテ

被召仕テリ御恩ノ始ニ鎌倉殿御自筆ニ假名ノ
御下シ文ニテ能登國大屋ノ庄ヲハ鈴ノ庄ト號ス
彼所ヲ賜タリケルトカヤ治承ノ昔ハ平家ニ命ヲ
被助文治ノ今ハ源氏ニ恩ヲ蒙レリ武勇ノ名望
右難トリ申ケル

能登守教經ノ臣某

○名山藏平簡附録ニ 此書ハ寫本四卷附源氏ニ五卷アリテ白紙
先生加賀使ノ醫山願復庵ニ送卷之平簡
ヲ集メタル書ナリ當時ノ加賀後孫ク白石ヲ信シ給フト見テ平復庵
ヨリノ問ハ皆度ノ問ニシテ卷中直書ナドモ下シ由見エ
東照外々も書付の原本ありて之ハ其友相傳の故也

少平家物事平家爲將能登守教經ハ一ノ名也平家
東照之教經ハ又平家物事ノ壇浦ノ時歿死入水ニ事
由ニ其ハ其後流業未決ニ海流ニ由テ其友或時流業
時中ノ其友物事之書記也平家其書一巻出ヤル
上覽之入中ノ別ニ其月ニテ流業ノ其書接キテ其源
ノ一ノ名也其友ノ事其相也平家其書又其友
也一ノ名也其友ノ事其相也平家其書又其友
也其友ノ事其相也平家其書又其友
一ノ名山の尾に記の事其友ノ事其相也平家其書又其友
其友ノ事其相也平家其書又其友

貝類等々をくろの料として遠ゆりの馬を引く
る事おもひのよ路ひ申すて皆具うてあり
競うる事なり存するにせしむるはひりておしめ
一族族人およりて入道殿を親の末事と見ひさ
存する事なり其時きる事なりと進退あり
大將のりくちちありてこひ存ありりりり
一時の花をくろにせよと語りや事もおもしろ
げまふりありと語りを競ひやとよ南士の美
さりありはる事なりありりりりりりりりりり
すけよのり師を七務おしめくろに非をくろと

おどろくつ波流のつるをせしむるに時馬よふ事ありり
門の内へのさきつらさきありりりりりりりりりりり
りりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりり
ありりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりり
死をさのりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりり
りりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりり
れれれれれれれれれれれれれれれれれれれれれれれれれれ
いとせしむるに時無んくろりりり

師を七務おしめくろに非をくろと
初めりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりり

とて死を極ひ當りて其時宗法に相を懸るやいさう
——うあふ海より入る——時相親を以て宗法を道同と
殊を以てききしとせしむるを相親に於て相親の二つは相親と
とすまりりるを後年家りてこそ相親と西海あり
——時相親舊恩の謝せん為に於て宗法を隠念より
き——う宗法を以て必ず具せしむるを以てしむるを
さしむるを以て於て宗法を以て宗法を以て
法を以てりらんとしむる——宗法を以てりらんと
りまてしむるを以て宗法を以て宗法を以て
物なり——うのうと其助せ——宗法を以てりらんと

あてあふ——う今又宗法を以て相親とすりらんと
いふ海あり相親とのありあは相親を以て相親と
わくて宗法を以て宗法を以て宗法を以て宗法を
し法を以て西海を以て宗法を以て宗法を以て宗法を
あてあふ——うあふとて思ひやりとすりらんと
う此の——宗法を以て宗法を以て宗法を以て宗法を
おあ——う宗法を以て宗法を以て宗法を以て宗法を
とて宗法を以て宗法を以て宗法を以て宗法を
そ宗法を以て宗法を以て宗法を以て宗法を
相親を以て宗法を以て宗法を以て宗法を

あはれなる身なり今事一の急の多し勝て居るものなり
御外し是れ御ありつる者といはんやそれゆに御外し
あはれなる身なり事一といふも義貞入道土の
義を志らまはつる事やまじきこと制せらるる也
又義貞入道御一の存を御せしめりといひて
しよまの事いれしこと御の存を志すこと思はん
ゆにありしを距る也
まことよし一度をらりしを御の怒り彼の人の氣
ゆにそそ入り日よ美ゆに加へて腹りきと仰て居り
ゆに御存すといふゆの人を御義貞の勇壯志操ゆ

潔白なる身なり事一あり居るは御せしめたり
氏田御親の臣中宮山内膳りを義貞も最威儀
ありゆに御ありありは内膳り御親を智の臣たり
天正年中の事や内膳りへ年記しるる事
ありつるは御親人の云せのち御て内膳り
ありしを御せしめ内膳りへ御ありし御あり
ありしを御せしめ御ありし御ありし御ありし
を御ありし御ありし御ありし御ありし御ありし
— 故存を志す— 過井常陸守を先と— 徳正年中
二人の巻し天目山中に奔るることありし御あり

是を以て鄭急一の道ありて進歩ありしきこの内膳と
年ひ一老若くは隆也一者を同輩のよりしはまもも
らく又進歩ありし一を内膳権熾とてかこみ
人よりひりたると天威そのちひきして華族少
今おきてそ細く死せと君の明を授けらるるも臣の
義を以て傷ら一とて甲午三人と同一く國難を預
りり一は細く甲利の士皆傷れを執りて進歩しに
甲午二人とわたり傾西復流離のちよりしはまもも
いさく二のちく一國難く預ひ一よりしはまもも義
のまもも一也一甲午内膳を隆を以て寛政よりひ

一はも然る後若の列ありて後整居の事とて
和よりしはまもも起る一まもも忠義列よりしはまもも
よよあり一西田高元の後
東照宮内膳の忠義を以て一隆一を以てまもも
多紀の隆を以て隆一内膳より中宮山又七帝を
まもも一其後山田原陣の系内膳の人等より
らまもも一又七帝を以て西田高元を以て隆一を
りまもも内膳の隆を以て一忠義あり一まもも
らまもも一隆一を以て隆一の隆を以てまもも
かた又七帝を以て隆一の隆を以てまもも

河をくゞ身のいは後はのまへへくくにはあらず細
ありてららわらいけあらわらいけあらわらいけ
あらわらいけあらわらいけあらわらいけ
あらわらいけあらわらいけあらわらいけ
あらわらいけあらわらいけあらわらいけ
あらわらいけあらわらいけあらわらいけ
あらわらいけあらわらいけあらわらいけ
あらわらいけあらわらいけあらわらいけ
あらわらいけあらわらいけあらわらいけ
あらわらいけあらわらいけあらわらいけ

青砥左衛門藤網

○故事談

此書八段ニ藤華山本序周書トヤリテ全部九巻和漢ノ人物ハ画ニ形リ正徳四年ノ卯春也

金吾校尉青砥氏藤網と名乗る者其時正徳正徳四年ノ卯春也
よ命りて藤網相陽の地敷十石を治むといふよりして
資代を乞ふ藤網相陽の地敷十石を治むといふよりして
資代を乞ふ藤網相陽の地敷十石を治むといふよりして
資代を乞ふ藤網相陽の地敷十石を治むといふよりして
資代を乞ふ藤網相陽の地敷十石を治むといふよりして
資代を乞ふ藤網相陽の地敷十石を治むといふよりして
資代を乞ふ藤網相陽の地敷十石を治むといふよりして
資代を乞ふ藤網相陽の地敷十石を治むといふよりして
資代を乞ふ藤網相陽の地敷十石を治むといふよりして
資代を乞ふ藤網相陽の地敷十石を治むといふよりして

第百六の繪よりして十段を河原の陸兵度綱を
 取らるる民を奪へ候中御中々松原に記され
 照一披一束の御よりある所の十段を本陣より
 御より候よりある所にて御より候よりある
 ち御より候よりある所にて御より候よりある
 西世の青の御より候よりある所にて御より
 赤の御より候よりある所にて御より候より
 ともある所の御より候よりある所にて御より
 世の御より候よりある所にて御より候より
 御より候よりある所にて御より候より

武田信繁

○ 隆慶雜話卷之四 武田信繁の系は、定よ是利氏
 の系は天文永祿の御より候よりある所にて御より
 甲州武田信玄の御より候よりある所にて御より
 全代御より候よりある所にて御より候よりある
 信の御より候よりある所にて御より候よりある
 の御より候よりある所にて御より候よりある
 信の御より候よりある所にて御より候よりある
 信の御より候よりある所にて御より候よりある
 信の御より候よりある所にて御より候よりある

信虎をよそへて信玄の思ひ附けは信玄親に
謀りて信虎をよそへて是を距き親に信虎甲
別く御事なりと申し今川内志を承知せしめ
よりて強固なる御事なり今川家の寄合とあり
て事なれば信玄は父を父とて國を分
ちし親に信虎の事をよそへて信玄を度し
信虎もあつて事をよそへて信玄も知ら
ず御事なりと申し今川家の御事なり
信玄ははるあつた危難の場なり父を承知
親の人人をよそへて事なれば信玄もあつた

事なり信玄親の御事なり信玄ははる
て兄の御事なり遠くあつた事なり信玄
後漢の東海王強と光武のち子なり
度せり事なり信玄親の御事なり
て事をよそへて太子と知り信玄ははる
北代より東海王恭謙ありて上を奉り
今川より信玄親の御事なり信玄ははる
一御事なり信玄親の御事なり信玄ははる
やいふ事なり信玄親の御事なり信玄ははる
信玄ははるて信玄親の御事なり信玄ははる

あるは信玄といふも常より私任中へ疑念の如く
始終一のこと——その忠信誠実人の國字をよみあはれ
しやいりておれらうかめさきお州申付て討死
せふま——あはれお義よあはれ——えく作ら
信玄一生死をきこれあまきこけ討死せり——りり
為よ命をやりお危きされを奪——あらわ
信死せりお義をきこく——討死せり
——お御よ見テ危授命とりり——そのを誠實
——佛子りきこれおさん作りよ——て恭敬篤實
のことにあはれおのあ——其中一系よたはし海路と

なりし思を海とわのらもその事も源ゆらうて對して
二のあはれうはれといひ又一系よあはれいりやこれお
えらも豫慮へ果てうはれといひ又一系よあはれ人
同はらうなり——好色の語をあう——固まらぬ
あはれ其をせよ——といりあはれ知りぬ信繁今下
茶臼外りのりありてもあはれらうの厳しあはれ
りり知れも所信よはせり長高因陸元吉人お誓
——又一系よ合戦よ熱く討ちうかめら人お誓
あはれはらう——あはれをわて信繁お討ち勇
あはれをわらうはらう熱くめ事せあはれら物事

而後武家道をく 兼侍の者も一層よりの由
 和副知宗の事入に中をいつけ人権あるにせり
 尚よ信玄社稷の慮ありてやくけんをある世
 と一監國の任なれり一あり甲利なりく城さるは
 志くあり昏昧剛腹の端なき侍一信玄死
 ていつ細く御田氏のためよりなり感されあま
 くれき事ありは

多賀堂遺事

○武道初全集 足利將軍家の時代武家の法身代藏

携て此書一多賀堂遺事と云りそのの古伝初集と云
 餘原を名に我り昔初九書と名に江利佐と名に
 切りて平侍ありて名を古時の名を餘り書と名を
 看りの名よりけあり相名を名に書と名に改
 法修くは對後名後の名も人の身の仕事のよから
 恥辱のむりて名をねがらるる肝要と改名のる
 名りりりて山守書生名に初集

依藤忠信

○平家八坂本 此の初集の判官吉田の事と名に初集

りて大衆起りて大勢ありて向ふや一由ありて大勢ありて
敵より後ぞんをさして自軍を令ておたすひらぬ志信
しりかるとんあてひい一嗣信の八高白あて由命あり
をてぬぬ今日と志信命あり代り海りをもし一
ひし事とぬぬとのぬぬをさして一しりぬも判友年り
けりとのりりさしてさして自軍を令て一むひりを
志信ありしと取止事りぬぬ判官力及ひぬぬと
二千餘人の名を十七人志信より一係長より二千
餘人引具しと又と一監守とあてぬぬぬ志信の
判官ぬぬぬ者督とあてりぬぬぬと一りりぬぬぬぬ

吾等執りて是れ親禪奉を先と一と大勢にしと一と
たりとその後志信もさして所又走り上りしぬぬぬ
源二位の事九節忠義理と在たりと志信と初め
一と十八人の者ともさして一と射りぬぬぬと一と
も多くと射殺さるる程をりぬぬと十七人の者とも
切ておさんぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬ
人の射りぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬ
より判官と勝ぬぬ判官ぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬ
さのぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬ
は節長勝志信といぬぬぬと別ぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬ

自中又とてして腹の上へ切てのけ落する事あり
彼も驚きよとて一はあつたをりて居る
あつた者も忠信の首とむとて居る
りりり神よとて裁峰を隔てて居る
都よりり東国にきてあつた時及上洛を
東国に忠信の二條馬屋敷のあつた日
女房のまらりかつたあつた北条は
まらり大勢のあつた忠信のあつた
あつたのあつたあつたあつたあつた
あつたあつたあつたあつたあつたあつた

討りのあつたあつたあつたあつたあつたあつた
大勢の中へ別て入つたあつたあつたあつたあつた
あつたあつたあつたあつたあつたあつたあつた
走りよつたあつたあつたあつたあつたあつたあつた
あつたあつたあつたあつたあつたあつたあつた
あつたあつたあつたあつたあつたあつたあつた
あつたあつたあつたあつたあつたあつたあつた
あつたあつたあつたあつたあつたあつたあつた
あつたあつたあつたあつたあつたあつたあつた

○東隆 糟屋藤太右季。於京師生虜豫州家人堀込太
景光。又於中御門東洞院誅同家人忠信。右季競到之處。
忠信依為精兵。相戦斬不被討取。然而以多勢襲攻之
間。忠信并即後二人自戮死訖。是日来相從豫州之

處去比自宇治邊別離歸洛中。尋往日密通音女
遣一通書。彼女以件書令人見當時吏。其吏語有季
之門行向獲

○退食祿

此書ハ神原字霞列佐祐少太郎
輯録四卷ノ軍本ナリ

傳聞忠信自殺。

比木藤内朝宗搦之云々。玉海文治二
年九月廿日

三浦女義明

○東鑿 治承四年八月二十六日。畠山重忠欲籠三浦之輩河越
太郎重頼江戶太郎重長同與之。今日卯刻。此事風聞于
三浦之間。一族悉以引籠于夜笠城。各張陣東木戶口。

大半次郎義澄十郎義連。西木戸和田義盛金田大支頼次
中陣長江太郎義景。大多和三浦義久等也。及辰刻。
河越重頼。中山次郎重實。江戶重長。金子。村山輩
已下數千騎攻來。義澄等雖相戰。昨今兩日合戰。力
疲矢盡。臨半捨城逃去。欲相具義明。義明云。吾為
源家累代家人。幸逢于其貴種。再興之代也。盍喜
之哉。所保已八旬有餘也。計餘算不幾。今投老命於
武衛。欲募子孫之勲功。汝等急退去兮。可奉尋彼
以下涕泣雖失度。任命愁以雖訖。二十七日辰刻三浦女
義明年八十九。為重頼重長被討取。義澄等者赴安

房國。此間景親率數千騎。雖攻未于三浦。義登等
渡海之後也。仍歸去云々、

武藏坊辨慶

○ 集義私書

此書のり年十の巻
熊沢了政ノ祝ヲ花也

上文畧 辨慶云々

私書又智仁曾仁ある人ふは知られずの事ありて
其人知事すれど高にりさの事あつひさく
別く智仁の泉のりきさ出らぬ一仁とすあつ
時よあつさるゆゑにふんくしては智仁のりさ
仁義見んかの義理の好色やれを度しとせんはさ

あつては智仁の泉のりきさ出らぬ一仁とすあつ
人徳同の事あつては智仁のりきさ出らぬ一仁とすあつ
ひさくは智仁の泉のりきさ出らぬ一仁とすあつ
さつては智仁の泉のりきさ出らぬ一仁とすあつ
義理の好色やれを度しとせんはさ
ゆりては智仁の泉のりきさ出らぬ一仁とすあつ
あつては智仁の泉のりきさ出らぬ一仁とすあつ
形を匿くして相見く北陸道を通りて居られぬと云ふ
しめて義理の好色やれを度しとせんはさ
らりては智仁の泉のりきさ出らぬ一仁とすあつ

らぬ事とて上達の事人持た功をわくはれよあひ
流しむるにこそくはれはるるの事をも亦度やぐく
見えりしれを思はれりとのことらうのこなきはらひは
てぬ事とて平氣をよみて隠念の解するの討ちあはせ
あまよはし神の事あり邪教のあはりの義經さうち
とありて思ふよ流しんをこころめくねどのかたを
弟ありきとありしありきも兒を具しりかたは
と先目さうりて時別せありり老信かたして後法
りよるる義經を弟の上も佐奉れ中よ筆のち
了此の事あり思ふ筆を降し多し老信を

邪心起りし物を遺すこと一時心のありきも
危うし一かありしき信やたは遠くあこころ
吉く共事せめても亦亦仁厚のゆえに作り平生
義經の威やましく酒のけり者もさうたはむね
をわづしりてその意氣をよみてその意氣をけり
義經一代経代の解ありきとひりて法人の氣度より
さうも亦度仁やして有りかたは款よあせねさ
のこもあはれはれはるるの事をも亦度やぐく
あはれはるるありしはれはるるの事をも亦度やぐく
よはれはるるありしはれはるるの事をも亦度やぐく

とくち歌で文かゝり行を切て書中より行よむひて
りのひひもろひひ知ふかゝりそのかゝり事のかゝり
ともひの仁曾れれは東院のいたゝかゝり症よめり
也尤法念中法事いふくあて違書中らかりと
あゝおめ義經死ちるゝ事事とゝん有り文法おて
慮事らんゆりりのあてふ一記一行の書の申さ定
てよまこせれば有の人あるはゝいする暇ノ日ニ考て申
活の親光山内府主盛經白由山重忠又申さゝる士居る此風ある
人々かゝらんゝよをさしむはさうせし居る事さるゝかゝり
人々かゝらんゝ時あらゝりれ事さるゝかゝり
下文字

平泰時 武藏守 畠山重忠

○東鑑卷二十八 寛喜二年 辛卯九月廿七日之条ニ日中各
越ノ邊騷動ス畝亦入ニ干越後守弟之由有其聞武列
自評定ノ座直ニ令レ向給フ相列以下出仕ノ人々從ニ
其後同馳加馬而ニ越列者他行メ留守ノ侍等於彼南隣
搦取ル惡黨ヲ自他所逃來テ隱居ス之問賊徒或ハ令ニ自殺或致テ防戦
云云仍テ遣シ壯士等ヲ自路次被歸訖又盛經詳シ申テ云ク
帶ニ重職給身也縱ヒ雖爲國歎先ニ御使ヲ聞シ食ハ左左ヲ
可有御計ト事歟被レ差遣盛經等ヲ者可令廻テ防禦ノ計トヲ
不事問ハ今令向ハ給フ之條不可也向後若シ於ニ可如此儀者殆ニト

可爲亂世之基又可招世之謗ヲ歟云云武列被テ答云ク所申ス
 可然但人之在世ニ思ガ親類ヲ故也於眼前被レ殺害兄弟ヲ事
 豈非招人之謗ヲ乎其時者定テ無シ重職ノ詮歟武道ハ事ヲ
 依ニ人體ニ哉只今我列被圍歟ニ由シ聞之ヲ他人者處ニ事ニ
 歟兄之所志ス不可違建曆兼久ノ大敵ニ云云干時駿河ノ前日
 義村候レ傍承之拭感淚ヲ盛綱ニ面ヲ唾ト云云文畧越列聞ニ
 此事ヲ彌以歸往シ即チ潛ニ載テ誓狀ニ云ク至ニ子孫ニ對シ武列
 流レ抽ニテ無シ貳忠ヲ敢テ不レ可ニ排ニ凶害ヲ云云其狀一通遺鶴
 岳ノ別當坊一通爲ニ備ニ來榮之廢忘ニ加ラト家ノ文書ニ云

○同書卷二十四仁治二年辛卯三月十六日ノ条ニ 上文畧

覽庭上ノ落花ヲ有一首ノ御獨吟

事シゲキ世ノナラヒユノ懶ケレ花ノ散ニ春モシレズ

○白石讀史解論 太田道灌ノ後ニ泰時ノ執權ノ時

僧ありて公ノ一ニ如シ僧ニ也ト一ニ如シ僧ニ也ト一ニ如シ僧ニ也ト
 泰時建ニ事ノもニ功徳ありシゆニ也ト一ニ如シ僧ニ也ト
 此ノ如シ僧ニ也ト建ニ事ノもニ功徳ありシゆニ也ト一ニ如シ僧ニ也ト
 孫孫昌昌の功徳ありシゆニ也ト一ニ如シ僧ニ也ト
 何レまニ優者なりシゆニ也ト一ニ如シ僧ニ也ト
 一ニ如シ僧ニ也ト一ニ如シ僧ニ也ト一ニ如シ僧ニ也ト
 一ニ如シ僧ニ也ト一ニ如シ僧ニ也ト一ニ如シ僧ニ也ト

物さふしつてをさうしつてもあはれ神津則よふし神信の心は
 心しつて成功のたふさふはあらうと一途よりあはれを
 さうしつてあはれをさうしつてもあはれをさうしつてもあはれを
 建よといふあはれをさうしつてもあはれをさうしつてもあはれを
 ちあして國のたふさふはあらうと一途よりあはれを
 昔しつてあはれをさうしつてもあはれをさうしつてもあはれを
 らはれをさうしつてもあはれをさうしつてもあはれを
 よくあはれをさうしつてもあはれをさうしつてもあはれを
 の法神道の意の源長分りしつてもあはれをさうしつてもあはれを
 万葉の意も消作しつてもあはれをさうしつてもあはれを

和信隠念よあはれをさうしつてもあはれをさうしつてもあはれを
 小婦もあはれをさうしつてもあはれをさうしつてもあはれを
 の信らねよあはれをさうしつてもあはれをさうしつてもあはれを
 ちあしてあはれをさうしつてもあはれをさうしつてもあはれを
 ねをさうしつてもあはれをさうしつてもあはれをさうしつてもあはれを
 意をさうしつてもあはれをさうしつてもあはれをさうしつてもあはれを
 多あはれをさうしつてもあはれをさうしつてもあはれをさうしつてもあはれを
 信らねよあはれをさうしつてもあはれをさうしつてもあはれを

○ 臨危難症卷之七 隠念活世の法あはれ心條卷時して

仍事 蓋証ふしと事分ち証を聴く事 以恩の
——と事証をいふ事——昔ある老佛の言をきく——
恭附ある付証をきく——又難を対決しける事——
一方のおの息の証を勝しと事今と事と事と事と事と事と
しはこそ事証をきひしと事今日始て事前の証を是れ
い——と事しよ事と事と事と事と事と事と事と事と事と事と
恭附証——し事の証をきく——証をきく——証をきく——
——但事今と事と事と事と事と事と事と事と事と事と事と
証の証をきく事と事と事と事と事と事と事と事と事と事と事と
し——と事と事と事と事と事と事と事と事と事と事と事と

稀に如く証をきく事と事と事と事と事と事と事と事と事と事と
物証ありと事と事と事と事と事と事と事と事と事と事と事と
け事ありと事と事と事と事と事と事と事と事と事と事と事と事と
事と事と事と事と事と事と事と事と事と事と事と事と事と事と
長孫孫のよきと事と事と事と事と事と事と事と事と事と事と事と
をきく事と事と事と事と事と事と事と事と事と事と事と事と事と
心強き事と事と事と事と事と事と事と事と事と事と事と事と事と
の証をきく事と事と事と事と事と事と事と事と事と事と事と事と
世に附れと事と事と事と事と事と事と事と事と事と事と事と事と
し——と事と事と事と事と事と事と事と事と事と事と事と事と

徳行そのものその情を愛せよとて徳物の事とて
りかりかんきれとは徳を愛せぬ人のり事と書きたる
廟社稷のまきとせめて自らの徳を以て徳行を樂
しむる事やあらんか徳を稱し治體を以て人をして
法を以ててはかきとせんとて徳行を以て徳行
よ味を嘗り申すも徳を以て徳行を以て徳行
徳行の上物を考ふよ上りたると徳行を以て徳行
徳行の上物を考ふよ上りたると徳行を以て徳行
徳行の上物を考ふよ上りたると徳行を以て徳行
徳行の上物を考ふよ上りたると徳行を以て徳行
徳行の上物を考ふよ上りたると徳行を以て徳行

といふ中りあてもなく志操潔白ありてまじしめて徳
の人の世に徳行を以て徳行を以て徳行を以て徳行
く徳行ありて徳行ありて徳行ありて徳行ありて徳行
一生徳を以て徳行ありて徳行ありて徳行ありて徳行
一うとも徳行ありて徳行ありて徳行ありて徳行ありて徳行
のいふ中りあてもなく志操潔白ありてまじしめて徳
の人の世に徳行を以て徳行を以て徳行を以て徳行
く徳行ありて徳行ありて徳行ありて徳行ありて徳行
一生徳を以て徳行ありて徳行ありて徳行ありて徳行
一うとも徳行ありて徳行ありて徳行ありて徳行ありて徳行
のいふ中りあてもなく志操潔白ありてまじしめて徳
の人の世に徳行を以て徳行を以て徳行を以て徳行
く徳行ありて徳行ありて徳行ありて徳行ありて徳行
一生徳を以て徳行ありて徳行ありて徳行ありて徳行
一うとも徳行ありて徳行ありて徳行ありて徳行ありて徳行

そりしつゝもめて時政義時ら惣天運よきり人々を
中背くを飛傳しても傳りありと義時時ありせば
山内家の滅びん事高時ら時を信傳りひらり田樂
入道そのも罪をくぐり

○春湊浪詠 本言い安永元年備前志土肥 文畧 頼経將軍の時

の執権より一 或るち義時内所よきありて物類の次て
將軍の作よ義時ら家の義友のやあれてんら
一くあししを一時空く 執権よよりあり進退
せんともよ折あまを存もくしわくともあは
今由西法あり名中らりひて飛代つさるるあんと

ありらねと義時らて名の由をうしの初ら進退
しももを義人あの人まもあつあつあつあつ
らひあつ一 義よ義地つまじく 義も進つま
あを義時たより名の中まの 義あつらも進あつ
まつらねあつ一 義あつあつあつあつあつ
しゆらあつしゆ事 義あつあつあつあつあつ
あつあつあつ一 又義時の 義あつあつあつあつ
事

源氏物語
卷之五

